

議会運営委員会

令和3年2月22日（月）

午前9時58分開会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

多少時間は早いですけど、皆さんおそろいでございますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の審議につきましては、事項書のとおりでございます。令和3年第1回尾鷲市議会定例会の議案第5号から第24号までの20議案と諮問第1号、それと2番目に請願について、3番目、議員派遣について、4番目に会議及び議事日程（案）について、5番目に一般質問発言通告書提出期限等についてでございます。よろしくお願いをいたしたいと思えます。

それでは、市長から御挨拶を。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和3年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第5号、尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定についてをはじめ、条例の制定議案が2件、条例の一部改正の議案が4件と、議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから議案第20号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの予算関係の議案が10件であります。その他の議案として、議案第21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画についてから議案第24号、尾鷲市公平委員会委員の選任についての人事案件を含む4件であります。また、諮問といたしまして、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件であります。

これら提出議案等の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 それでは、提出議案の説明を求めます。

○竹平総務課長 それでは、令和3年第1回尾鷲市議会定例会の提出議案等について御説明をいたします。

本定例会の提出議案は先ほど市長から申されたとおりでございますので、それでは、各議案等について御説明をさせていただきます。

議案書を通知させていただきます。

1 ページを御覧ください。

議案第5号、尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定についてにつきましては、本市における犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念及び犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めて、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的として条例を制定するものでございます。

次に、4 ページを御覧ください。

議案第6号、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会設置条例の制定についてにつきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項の規定に基づき、尾鷲市成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査、審議するため条例を制定するものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。

議案第7号、尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正につきましては、本市の行政財産を使用している職員互助会売店について、本年4月1日より月額2万1,000円の使用料を定めて、新たに目的外使用料として徴収するものでございます。

また、天文科学館における行政財産の目的外使用である定点カメラ設置の使用料につきましては、使用料の算出において、年額3,700円とすべきところを月額3,700円としていたことから訂正した上、遡及適用させる条例の一部を改正させていただくものでございます。誠にこれについては申し訳ございませんでした。

次に、9 ページを御覧ください。

議案第8号、尾鷲市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてにつきましては、平成31年4月より賀田小学校に統合されたことに伴い休校となっております尾鷲市立三木小学校及び三木里小学校について、施設の有効な利活用を図るため、今後様々な地区活動に活用できるよう条例の一部を改正するものでございます。

次に、11 ページを御覧ください。

議案第9号、尾鷲総合病院使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてにつきましては、これまで尾鷲総合病院において、医療保険によるリハビリテーションを実施していましたが、令和3年7月に行う電子カルテの更新に合わせて通所リハビリテーション用システムを導入し、介護保険で要支援、要介護の認定を受けた方が医療保険のリハビリテーション終了後も引き続き通所リハビリテーションを行えるよう、介護保険法の規定に基づき算定する使用料を定める条例の一部を改正する

ものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

議案第10号、尾鷲市防災行政無線通信施設の設置等に関する条例の一部改正についてにつきましては、尾鷲市防災行政無線デジタル化整備工事に伴い、中継局の設置位置の変更及び通信業務の業務範囲等を整理したことにより条例の一部を改正するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

議案第11号、令和3年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、24ページの議案第20号、令和2年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決についてまでの10議案につきましては、当初予算主要事項説明及び補正予算（第11号）主要事項説明に取りまとめておりますので、その説明書をもって御説明させていただきます。

通知をさせていただきます。

当初予算主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回提出の予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で予算総額を前年度比4.3%減の94億1,942万5,000円、特別会計の国民健康保険事業会計は3.7%減の22億3,869万2,000円、後期高齢者医療事業会計では3.2%増の6億6,465万6,000円、企業会計においては病院事業会計で4.6%増の52億3,336万2,000円、水道事業会計で0.3%減の8億3,365万5,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比1.4%減の183億8,979万円とするものでございます。

まず、歳入の主なものについて御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

1款市税につきましては、主に人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響等による市民税の減収、評価替えによる固定資産税の減収等を見込んだことにより、市税全体として対前年度比4.7%減の18億527万6,000円を計上しております。

2款地方譲与税については、森林環境譲与税の増額等により20.6%増の7,643万3,000円を計上しております。

7款地方消費税交付金については、本年度の交付見込額を踏まえ、前年度比4,500万円増の3億9,600万円を計上しております。

9款地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付

金が新設され、その交付見込額を加味したことなどにより1,322万6,000円増加の2,122万6,000円を計上しております。

10款地方交付税は、普通交付税において、国税調査人口の減少による影響見込額等を加味し7,400万円減少の36億5,800万円を計上しております。

12款分担金及び負担金は、2,390万3,000円減少の5,523万4,000円で、これは救急医療体制強化事業他町負担金の減少が主な要因でございます。

13款使用料及び手数料は、1億1,601万4,000円を計上しております。

14款国庫支出金は、1億2,602万8,000円増加の10億4,761万2,000円で、主な増加要因は、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金7,822万8,000円の追加及び児童保護措置費負担金、医療扶助費等国庫負担金等の増額によるものでございます。

15款県支出金1,446万6,000円の減少の5億9,409万8,000円、これは農山漁村地域整備交付金の皆減、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,080万円の減額、衆議院議員選挙執行委託金1,926万6,000円の追加などが主なものでございます。

17款寄附金3億円は、ふるさと応援寄附金を見込んでの予算計上でございます。

18款繰入金は、前年度比較1億7,821万8,000円の減少の5億7,464万1,000円です。これは、財政調整基金繰入金1億9,501万3,000円、減債基金繰入金3,500万円、ふるさと応援基金繰入金2億1,854万6,000円、都市計画事業基金繰入金9,000万円などが主なものでございます。

20款諸収入は、4,355万円増加の1億6,807万4,000円、これは、受託造林事業収入3,090万円の追加などが主なものでございます。

21款市債4億1,990万減少の5億4,820万円で、本庁舎耐震改修事業債、防災行政無線デジタル化事業債の皆減等によるものでございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

3ページは各款別の予算額を一覧表に記載しております。

4ページを御覧ください。

性質別の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、人件費は、前年度比較511万円増の16億4,457万4,000円でございます。

次に、物件費は、1億3,614万2,000円増加の16億5,488万1,000円で、主にふるさと納税事業関連経費7,530万9,000円の増、新型コロナ

ウイルスワクチンに係る予防接種委託料 7,822万9,000円の追加によるものでございます。

次に、扶助費は、2,978万4,000円増加の17億9,647万円で、医療扶助費の増加が主な要因でございます。補助費等につきましては5,745万5,000円増加の13億1,549万1,000円で、これは、市長選、市議選に係る各種交付金の増加及び病院事業会計負担金の増加が主な要因でございます。

次に、公債費につきましては、1億3,712万7,000円減少の11億550万5,000円でございます。

積立金につきましては、3,304万9,000円増加の1億8,453万6,000円で、ふるさと応援基金積立金及び森林環境譲与税基金積立金の増加が主な要因でございます。

次に、繰出金につきましては、2,143万6,000円増加の11億5,615万3,000円で、後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増加等によるものでございます。

投資的経費は、主に単独事業債において、市庁舎耐震改修事業及び防災行政無線デジタル化事業費の皆減等により、投資的経費全体で5億6,526万5,000円減少の5億127万1,000円の計上でございます。

5ページから18ページには各款別の主要事項を記載させていただいております。新規事業につきましては新規と記載しておりますので、御参照願います。

続きまして、19ページの債務負担行為について御説明をさせていただきます。通知をさせていただきます。

債務負担行為につきましては、ペーパーレス会議システム利用料をはじめ7件の債務負担行為で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

次ページ、20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費等の減少を見込み、前年度と比較して8,567万6,000円減少の22億3,869万2,000円でございます。

次に、21ページ、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増加等により、前年度と比較して2,030万5,000円増加の6億6,465万6,000円でございます。

続きまして、企業会計について御説明をいたします。

22ページを御覧ください。

病院事業会計ですが、収益的収入及び支出につきまして、収入が、医業収益7億292万4,000円の減少等により、前年度比6億2,832万5,000円減少の38億7,626万6,000円、支出が、医業費用1億3,634万8,000円の減少等により、前年度比1億4,363万1,000円減少の41億4,622万6,000円でございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、企業債5億6,640万円増加等により、前年度比5億8,178万円増加の9億3,501万2,000円、支出が、建設改良費5億6,833万2,000円の増加等により、前年度比5億9,014万円増加の10億8,713万6,000円でございます。

債務負担行為につきましては、学資貸与金など計2件で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間、限度額は記載のとおりでございます。

次に、23ページを御覧ください。

水道事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入が、営業収益1,152万4,000円の減少等により、前年度比1,168万8,000円減少の5億123万8,000円、支出が、営業費用434万5,000円及び営業外費用530万3,000円それぞれの減少により、前年度比964万8,000円減少の5億533万9,000円でございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入が、負担金421万7,000円の増加等により、前年度比501万7,000円増加の7,797万6,000円、支出が、企業債償還金568万9,000円増加等により、前年度比744万6,000円増加の3億2,831万6,000円でございます。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、補正予算について御説明をさせていただきます。

令和2年度一般会計補正予算（第11号）主要事項説明を御覧ください。

通知をさせていただきます。

今回の補正予算計上額は、1ページの予算集計表に記載のとおり、一般会計で市税の見込み修正や事業費の追加及び精査に伴う補正など歳入歳出それぞれ1,415万1,000円の増額、特別会計の国民健康保険事業会計は保険税等の見込み修正や保険給付費の減額見込みにより6,362万6,000円を歳入歳出それぞれか

ら減額、後期高齢者医療事業会計につきましては保険料の見込み修正や広域連合負担金の減少見込みにより777万円を歳入歳出それぞれから減額するものでございます。また、企業会計の病院事業会計では、歳入で2万8,000円、歳出で1億679万4,000円をそれぞれ減額し、歳入予算現額を47億2,372万1,000円に、歳出予算現額を45億3,970万8,000円とするものでございます。水道事業会計では、歳入で648万7,000円、歳出で1,686万2,000円をそれぞれ減額するもので、歳入予算現額を5億7,956万9,000円に、歳出予算現額を8億1,705万6,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

一般会計補正予算、歳入の主なものについて御説明をいたします。

1款市税5,600万円の増額は、市民税及び固定資産税において調定額が当初見込みを上回ったものでございます。

13款使用料及び手数料698万円の減額は、主に塵芥収集手数料の減額によるものでございます。

14款国庫支出金792万3,000円の減額は、特別定額給付金給付事業の事業費確定に伴う減額のほか、国の補正予算による財源を活用し実施する尾鷲中学校トイレ改修工事に対する学校施設環境改善交付金の追加等によるものでございます。

15款県支出金5,216万8,000円の減額は、補助金配分の減少に伴う農山漁村地域整備交付金及び地籍調査補助金等の減少。

16款財産収入918万9,000円の減額は、流木売払収入の減少等によるものでございます。

17款寄附金100万円の増額は、地方創生応援寄附金として事業者の方から御寄附をいただく予定でございます。

20款諸収入415万3,000円の減額は、折橋墓地移転事業の本年度分事業費の確定による減額等でございます。

21款市債3,770万円の増額は、尾鷲中学校トイレ改修工事に係る補正予算債2,390万円の追加及び地方消費税交付金の減少見込みに伴い、その補填として借入れを行う減収補填債3,000万円の追加のほか、各起債充当事業費の増減等によるものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は一覧表に記載のとおりでございます。

このうち主なものについて、次のページで御説明をいたします。

歳出の減額は、大半が事業の確定や精査による減額となっておりますので、増額補正の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、各款共通の人件費のうち、一般職で普通退職者1名分の退職金の追加等により職員手当が481万8,000円の増加でございます。

次に、総務費の財産管理費では、財政調整基金積立金1億3,451万3,000円及び基金充当事業の減少により都市計画事業基金へ1,223万円の積み戻し、また、地方創生拠点整備等基金積立金100万1,000円が主なものでございます。また、戸籍住民基本台帳費として、通知カード・個人番号カード関連事務負担金216万8,000円の増額でございます。

5ページ、衛生費の上水道整備費では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い実施した水道基本料金の減免等に係る水道事業会計負担金3,622万3,000円の増額でございます。

6ページを御覧ください。

土木費の砂防費では、県の事業量増加に伴う急傾斜地崩壊対策事業地元負担金570万円の増額でございます。

教育費の学校管理費では、国の補正予算による交付金及び補正予算債を活用して実施する尾鷲中学校トイレ改修に係る工事請負費3,599万2,000円の追加でございます。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

尾鷲市港まちづくりビジョン作成事業をはじめ4件の追加は、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越事業として実施するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

変更2件につきましては、いずれも入札による額の確定により限度額を変更するものでございます。

また、廃止2件につきましては、漁業経営維持安定資金利子補給金及び保証料補助金について、いずれも同資金への申込みがなかったことによるものでございます。

続きまして、9ページの国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計につきましては6,362万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額を23億732万6,000円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税833万1,000円の増額、保険給付費の減少見込

み等に伴う県支出金 6,955万8,000円の減額が主なものでございます。

歳出では、療養給付費等の減額見込みによる保険給付費 7,381万1,000円の減額、財政調整基金積立金 1,044万円の増額が主なものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は 777万円を減額し、歳入歳出予算総額を 6億4,401万6,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料 365万円の減額、保険基盤安定負担金等の見込額確定に伴う一般会計繰入金 412万円の減額、歳出では、広域連合負担金 777万円の減額でございます。

続きまして、企業会計について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

病院事業会計の補正予算ですが、収益的収入及び支出の収入では、入院及び外来患者数の減少に伴う医業収益 1億9,913万4,000円の減額及び新型コロナウイルス対策事業補助金 2億1,636万3,000円の増額などによる医業外収益 2億1,590万7,000円の増額でございます。支出では、実績見込みに伴う減額となっております。

また、資本的収入及び支出の収入は、企業債 1,270万円の減額等により 1,680万1,000円の減額、支出は、入札結果により 1,406万8,000円の減額でございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、追加 1件、変更 2件となっており、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページ、水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、給水収益 3,351万7,000円の減少等に伴う営業収益 3,356万5,000円の減額、一般会計補助金 3,631万3,000円の増加等に伴う営業外収益 3,679万円の増額でございます。支出につきましては、実績見込みに伴う減額となっております。

資本的収入及び支出の収入は、企業債 9,900万円の減額等により 971万2,000円の減額、支出につきましては実績見込みに伴う減額となっております。

予算関係 10議案の説明は以上でございます。

次に、議案書に戻っていただき、議案書 25ページをお願いいたします。通知をさせていただきます。

議案第 21号、尾鷲市高齢者保健福祉計画についてにつきましては、高齢者福祉

のさらなる充実とニーズに対応できる体制の構築に向け、基本的な方向性と具体的な施策を定めた計画であり、尾鷲市議会基本条例第9条第4号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、26ページを御覧ください。

議案第22号、尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画についてにつきましては、障害者及び障害児の方に対する障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画であり、尾鷲市議会基本条例第9条第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、27ページを御覧ください。

議案第23号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてにつきましては、指定管理者を三重交通株式会社に、指定の期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間として、公の施設管理の指定管理を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、28ページを御覧ください。

議案第24号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてにつきましては、公平委員会委員3名のうち、大草さつき氏が本年3月31日に任期満了となることから、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有している中島博子氏を新たに選任し、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

次に、30ページを御覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。本市の人権擁護委員は7名の委員のうち、川上愛雄氏が本年6月30日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解ある小林利徳氏を新たに人権擁護委員に推薦し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

ただいま総務課長から提出議案の20議案と諮問第1号の説明がありましたけど、特に何かありましたら御発言願います。

○南委員　1点だけ、補正のほうなんですけれども、補正予算書の11ページ。出してやってくれますか、よう送らんもんで。これ、債務負担行為の電子カルテシステム更新事業とリニアック更新事業の限度額が予算修正されておるんですけれど

も、これはこの事業が確定したということなんですか。それでこの債務負担行為の限度額を変更されたんですか。それだけ。

○竹平総務課長 すみません、病院事業会計の11ページのリニアック更新事業につきましては、これは契約が確定したことによる限度額の変更でございます。

○南委員 確定したんだね。分かりました。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（発言する者あり）

○南委員 いやいや、もう予算は認めておるもので、やはり委員会でまた説明されると思うんですけども、政策決定機関が全くプロポーザルで……。プロポーザルでしょう。説明が一回もなかったもので、ちょっと疑義を感じたものですから。

○三鬼（孝）委員長 執行部、本来なら行政常任委員会の委員長にその辺のところを説明するべきじゃなかったかなと思いますけれども。

（「1点いいですか、今の件で。1点だけ確認しておきたいんですけど」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 確認。常任委員会でやったらどうです。

（「行政常任委員会でやってもいいです」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、次に請願について、事務局から説明させます。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書2、請願について説明させていただきます。

ただいま通知させていただきました請願文書表案及び請願書写しのとおり、母子保健の一環として、妊婦の口腔の健康を維持するため、尾鷲市の事業として妊婦歯科健康診査を実施するよう求める請願でございます。

請願者は三重県津市観音寺町429-13、三重県保険医協会会長、宮崎智徳氏。紹介議員は三鬼孝之議員であります。

請願の要旨でございますが、妊娠中は、口腔内の状況が悪化しやすく、歯科疾患になりやすい環境にあります。妊娠中に歯科疾患に罹患してしまうと治療に制限が生じるため、完治までに時間を要したり、強い痛みが継続することになり、さらには、妊娠中はホルモンバランスの影響により歯周疾患に罹患しやすくなりますが、歯科健康診査を受診することは、歯科疾患の予防に非常に大きな意味を持ち、早期

発見、早期治療に結びつき、妊婦の口腔の健康状態は生まれてくる胎児の順調な発育に深く関係することから、母子保健の一環として、個別での妊婦歯科健康診査を市において実施するよう求めるものでございます。

この請願の取扱いにつきましては、本定例会 2 日目である 3 月 8 日に上程し、その後、所管の行政常任委員会に付託して御審査していただく予定としております。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 特によろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 続きまして、3 番目の議員派遣について、事務局から説明させます。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書 3 番目の議員派遣について説明させていただきます。

2 件ございまして、派遣議員はいずれも小川公明副議長でございます。

一つ目は、本年 4 月 22 日に名古屋市において開催予定の第 104 回東海市議会議長会定期総会、二つ目は、5 月 24 日に桑名市で開催予定の第 162 回三重県市議会議長会定期総会でございます。いずれも議長とともに出席をお願いすることから、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 166 条の規定により議決をいただくものでございます。

なお、この議員派遣につきましては、今定例会最終日に議決いただく予定とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 議員派遣について、よろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 続きまして、4 番目の会期及び議事日程（案）について、事務局から説明させます。

○高芝議会事務局長 それでは、事項書 4 番目、会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は、3 月 2 日火曜日から 3 月 23 日火曜日までの 22 日間の予定でございます。

3 月 2 日午前 10 時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、審議留保、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第 5 号、尾鷲市犯罪被害者等支援条例の制定についてから議案第 23

号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定についてまでの19議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは議案第24号、尾鷲市公平委員会委員の選任についての人事案件1件についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件についてでございます。

翌3月3日水曜日から5日金曜日までは議案調査のため休会、6日、7日は土日で休会となります。

8日月曜日午前10時より本会議開会、審議の内容といたしましては、定例会初日に提案説明され審議留保となっております議案第5号から議案第23号までの19議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

11日木曜日から19日金曜日まで、土日を除きまして、それぞれ午前10時より行政常任委員会を開催していただきます。

22日月曜日は予備日とし、23日火曜日午前10時より本会議を再開していただきまして、付託議案等の委員会における審査経過などについての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

委員長、続けて、事項書5番、7番まで説明させていただいてよろしいですか。

○三鬼（孝）委員長　　どうぞ。

○高芝議会事務局長　　それでは、続けて、各発言通告書などについて説明させていただきます。

まず、事項書5番目、一般質問発言通告書提出期限につきましては、申合せにより、3月3日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、議案質疑発言通告書提出期限でございますが、議案第24号及び諮問第1号につきましては、開会日前日である3月1日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月3日水曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限でございますが、議案第24号及び諮問第1号につきましては3月1日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月22日月曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表案のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　ありがとうございます。

それでは、会期及び議事日程（案）等について説明ありましたけれども、特によろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようでございますので、その他の項に入ります。

市民憲章の唱和について、議長、よろしくお願ひします。市民憲章の唱和。

○村田議長　　市民憲章については、これまで何回となく議員の皆さん方にお願ひをしてやっておるわけでありましてけれども、今回、4番の楠議員に市民憲章をしていただくこととなりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　はい、楠委員、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、これで議会運営委員会を終わります。御苦勞さまでした。

（午前10時35分　閉会）